

4 災害復旧・復興（3ヶ月～）

(1) 組織体制・指揮命令系統の見直し

災害廃棄物処理の進捗状況に応じて、災害廃棄物処理に係る内部組織体制や指揮命令系統の見直しを行う。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の見直し

復旧・復興段階では、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物処理にあたっての課題等が判明してくることから、処理の進捗状況に応じて、適宜、実行計画の見直しを行う。

(3) 災害廃棄物処理見込み量の見直し

仮置場への搬入量のデータ（重量管理、体積換算）や損壊家屋等の解体・撤去実績、以降の解体・撤去見込み等を基に、処理見込み量の見直しを行う。

(4) 処理フローや処理スケジュール等の見直し

災害廃棄物処理の進捗、処理見込み量や性状の変化などに応じ、災害応急対策時に作成した災害廃棄物処理実行計画の処理フローの見直しを行う。

また、処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な従業員数、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況等を踏まえ、処理スケジュールの見直しを行う。

なお、処理の進捗状況等により、場合によっては広域処理や仮設焼却炉等の必要性が生じることも想定に入れる。

(5) 収集運搬体制の見直し

道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場の位置などを踏まえ、収集運搬体制の見直しを行う。

(6) 広報活動の継続

復旧・復興時において、被災者への情報が不足し不安が生じることが想定されることから、応急対応時に引き続き、広報誌や新聞、FMやインターネット等を活用して、災害廃棄物処理の進捗状況や復旧・復興に向けた作業状況について市民に周知する。

(7) 処理事業費の管理

災害廃棄物処理事業を実施するにあたり、国の補助金を活用することが想定されることから、随時、災害廃棄物処理費用が適正な価格であるか確認を行う。

(8) 復興資材への活用

最終処分量を極力削減するために、コンクリートがらや混合廃棄物等を可能な限り分別・処理し、復興計画や復興事業にあわせて復興資材として活用する。

分別・処理・再資源化の実施にあたっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴に応じた適切な方法を選択する。災害廃棄物の再生資材への活用例を表 4.1 に示す。

表 4.1 災害廃棄物ごとの再生資材への活用例

災害廃棄物	再生資材
コンクリートがら	路盤材、骨材、埋め戻し材等
アスファルトがら	骨材、路盤材等
解体大型木材（柱材、角材）	パーティクルボード、木炭、その他リユース材、燃料等
大型生木（倒木、流木）	製紙原料、木炭、その他リユース材、燃料等
木くず	燃料等
タイヤ	チップ化（補助燃料）、セメント原料等
金属くず	金属スクラップ
廃家電（家電リサイクル法対象外）	金属、廃プラスチック

出典：東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録（環境省東北地方環境事務所、一般財団法人日本環境衛生センター、平成26年9月）

(9) 仮置場の撤去

災害廃棄物の処理事業が終了し仮置場を撤去するにあたっては、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の現状回復に努める。